第 5938 号

READAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 4月 17日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 ／ 相続税申告相談センター（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.souzokuzouyo.com

♤ 贈与者が贈与した年に死亡した場合

Q：父親が先日、亡くなりました。父からは今年贈与を受けていますが、この場合の課税関係は、どうなりますか？

A：受贈者の態様により贈与税及び相続税の取扱いは次のようになります。

【解説】

1. 相続時精算課税の適用を受けている者(相続時精算課税の適用を受けようとする者を含む)

(1) 死亡した年の相続時精算課税の適用分の贈与財産の贈与税の取扱い

相続税の課税の対象となることから贈与税の申告は不要です。ただし、被相続人の住所地の税務署に一定の手続きが必要です。

(2) 相続税の取扱い

相続時精算課税の適用分の贈与財産の価額を他の相続財産に加算して相続税額を計算します。

2. 上記以外の者(相続時精算課税の特例を受けていない者)

(1) 死亡した年の贈与財産の贈与税の取扱い

①相続財産を取得する場合は、贈与税の申告は不要です(相続税の対象となる)。

②相続財産を取得しない場合には、贈与税の対象となります(贈与税の基礎控除を超える場合には申告と納税が必要となる)。

(2)相続税の取扱い

相続財産を取得する場合には、被相続人の死亡前の３年以内に贈与を受けた財産の価額を相続税の課税価格に加算して相続税額を計算します。